

令和3年4月20日

保護者各位

名護市立屋部中学校
校長 仲田 欣五
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する出席の取り扱いについて（4月20日版）

児童生徒についてはご家庭での検温と風邪症状との確認を引き続き行い、発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底し、かかりつけの医療機関に受診するようお願いいたします。

- 同居の家族に風邪症状が見られる場合は、児童生徒に症状がない場合でも登校させないようにしてください。この場合は出席停止とします。
- 同居家族の風邪症状で休んでいた生徒（生徒自身に風邪症状等はない）は、同居家族の風邪症状の消失、もしくは医者判断があれば登校できます。
- 「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定されたもの」や「検査を受けなかった者」であっても症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう、医師から進められる場合もあるので、**再登校の基準については必ず医師に確認する**。医師に自宅療養を指示された期間は出席停止とします。
- 発熱等の風邪症状があるが、受診しなかった児童生徒については再登校に関して、

解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間（三日間）が経過していること。

この場合は出席停止とします。

- 濃厚接触者に確定、もしくは濃厚接触者にあたる疑いがある場合は、出席停止になります。新型コロナの検査を受ける時や、結果が出た場合は学校へ連絡をください。

【風邪症状とは】

発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37,5℃以上を目安とする）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害、などの症状をいいます。ただし、鼻汁などの基礎疾患の症状である場合は、除きます。

※ 登校の可否に不安がある場合は、学校へご連絡ください。（屋部中52-2644）